

交通事故統計事務取扱要綱の制定について（例規）

最終改正 令和7.3.21 例規交企第12号
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

この度、交通警察をめぐる諸情勢の変化に的確に対応する交通事故の多角的な分析による事故原因の究明に役立て、より効果的な交通施策を講じるため、警察庁の交通事故統計事務取扱要綱が改正されたことに伴い、下記のとおり交通事故統計事務取扱要綱を定め、平成2年1月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

なお、交通事故統計事務取扱要綱の制定について（昭和60.12.27:60京交企第967号、60京交指第839号）の例規通達は、廃止する。

記

交通事故統計事務取扱要綱

第1 目的

この要綱は、交通事故情報管理システムによる交通事故統計事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2 交通事故統計の対象

この要綱における交通事故統計の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路上において、車両、路面電車（以下「車両等」という。）及び列車の交通によって発生した人の死亡又は負傷を伴う事故（以下「交通事故」という。）とする。

第3 用語の定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 交通事故関与者

交通事故に関与した第1当事者、第2当事者及び第3当事者以下の当事者をいう。

(2) 第1当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損傷程度が軽い者をいう。

(3) 第2当事者

最初に交通事故に関与した車両等（列車を含む。）の運転者、歩行者又は物件のうち、第1当事者以外のものをいう。

(4) 第3当事者以下

第1当事者又は第2当事者以外の交通事故に関与した者のうち、死亡若しくは負傷した者又は直接死亡事故に関与した者をいう。

(5) 死亡

交通事故によって、発生から24時間以内に死亡した場合をいう。

(6) 重傷

交通事故によって負傷し、1箇月（30日）以上の治療を要する場合をいう。

(7) 軽傷

交通事故によって負傷し、1箇月（30日）未満の治療を要する場合をいう。

(8) 30日死亡

交通事故によって、発生から24時間経過後、30日以内（交通事故発生日を初日とする。）に死亡した場合をいう。

(9) 交通事故情報管理システム

交通事故統計等に係る情報の管理に必要な情報処理を行うため設置した電子計算機及びこれにデータ伝送回線を介して接続された端末装置並びにこれらの用に供するプログラムからなるシステムをいう。

第4 交通事故統計原票データ

1 交通事故統計原票データの意義

交通事故統計原票データ（以下「原票データ」という。）は、効果的な交通事故防止対策の基となる交通事故統計を作成するための基礎資料である。

2 原票データの種類及び登録事項

原票データの種類及び登録事項は、次の表のとおりとする。

原票データの種類	登録事項
本票	交通事故の内容に関する事項及び交通事故関係者（第1当事者及び第2当事者）に関する事項 1 資料区分 2 都道府県警察署等コード 3 本票番号 4～6 原票作成年月日 7 事故内容 8 死者数 9 重傷者数 10 軽傷者数 11 乗車人員 12 路線コード 13 地点コード 14 交差点コード 15 市区町村コード 16～19 発生日時 20 昼夜 21 天候 22 地形 23 路面状態 24 道路形状 25 信号機 26 一時停止規制 27 車道幅員 28 道路線形 29 衝突地点 30 ゾーン規制 31 中央分離帯施設等 32 歩車道区分 33 事故類型 34 特殊事故 35 性別 36 年齢 37 国籍・地域別コード 38 居住地コード 39 職業コード 40 免許証番号又は免許情報記録の番号 41 運転資格 42 事故車種の運転免許経過年数 43 当事者種別 44 車両番号（一部車両を除く。） 45 用途別 46 車両形状等 47 オートマチック車 48 サポカー 49 通行目的 50 選任事業所等 51 ライト点灯状況 52 タイヤ等の状況 53 反射材等使用状況 54 速度規制（指定のみ） 55 初心運転者標識 56 高齢運転者標識 57 危険認知速度 58 飲酒状況 59 携帯電話等の使用状況 60 カーナビ等の使用状況 61 自動運行装置の使用状況 62 法令違反コード 63 事故要因区分コード 64 行動類型 65 当事者の進行方向 66 車両の衝突部位 67 車両の損壊程度 68 自体防護 69 プロテクターの装着 70 エアバッグの装備 71 サイドエアバッグの装備 72 人身損傷程度 73 人身損傷主部位 74 損傷主部位の状態 75 人身加害部位 76 自宅からの距離 77 地点緯度（北緯） 78 地点経度（東経） 79 予備項目1 80 予備項目2 81 予備項目3 ※ 管轄交番等

	<p>コード ※ 高校在学者の学校名コード及び全日・定時制別コード ※ 大学コード ※ 一般旅客自動車運送事業者コード ※ 卒業自動車教習所コード（免許取得後1年に達しない者） ※ 駐車車両の影響 ※ 予備コード（※印は、都道府県単独調査項目を示す。）</p>
交通事故事件検挙票	<p>本票に登録した交通事故関与者（第1当事者及び第2当事者）の刑事処分に関する事項</p> <p>1 都道府県警察署等コード 2 本票番号 3 罪種別 4 逮捕別 5 処置別 6 適用書式別 7 成人・少年別 8 告訴・告発の有無の別 9～14 送致年月日</p>
補充票	<p>本票に登録されない交通事故関与者（第3当事者以下）に関する事項</p> <p>1 資料区分 2 都道府県警察署等コード 3 本票番号 4 補充票番号 5 性別 6 年齢 7 国籍・地域別コード 8 居住地コード 9 職業コード 10 当事者種別 11 用途別 12 車両形状等 13 乗車別 14 乗車等の区分 15 サポカー 16 通行目的 17 自動運行装置の使用状況 18 自体防護 19 エアバッグの装備 20 サイドエアバッグの装備 21 人身損傷程度 22 人身損傷主部位 23 損傷主部位の状態 24 人身加害部位 25 免許証番号又は免許情報記録の番号 26 運転資格 27 事故車種の運転免許経過年数 28 車両番号（一部車両を除く。） 29 ライト点灯状況 30 危険認知速度 31 行動類型 32 反射材等使用状況 33 当事者の進行方向 34 車両の衝突部位 35 車両の損壊程度 36 自宅からの距離 37 予備項目1 38 予備項目2 39 予備項目3</p>
高速道路追加調査項目票	<p>高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第110条第1項の規定により国家公安委員会が指定する自動車専用道路における交通事故の発生地点、道路構造等に関する事項</p> <p>1 資料区分 2 都道府県警察署等コード 3 本票番号 4 発生地点 5 道路管理者区分 6 道路区分 7 曲線半径 8 縦断勾配 9 トンネル番号 10 特殊事故 11 当事車両台数 12 行動類型 13 事故類型 14 車両単独事故の対象物 15 臨時速度規制の有無 16 速度規制（臨時のみ） 17 停止表示器材表示の有無 18 交通障害 19 高速道路走行距離 20 速度抑制装置装着状況 21 予備項目</p>
30日死者集計票	<p>本票及び補充票登録の交通事故関与者のうち、30日死亡の当事者に関する事項</p> <p>1 資料区分 2 都道府県警察署等コード 3 本票番号 4 補充</p>

票番号	5	死者内容	6	性別	7	年齢	8～12	発生年月日時分
	13～17	死亡年月日時分	18	本票計上月				

3 原票データの登録

原票データの登録は、別に定めるところによるほか、次に定めるところにより交通事故情報管理システムを通じて行うものとする。

(1) 本票、補充票及び高速道路追加調査項目票

交通事故の発生を認知したとき、交通事故1件ごとに「事故情報登録」画面により登録する。

(2) 交通事故事件検挙票

交通事故について捜査を完了したとき、交通事故1件ごとに「送致入力」画面より登録する。ただし、交通事故の発生を認知した日から起算して80日を経過し、なお捜査が完了しないときは、その時点で登録する。

(3) 30日死者集計票

本票又は補充票登録の交通事故関係者のうち、30日死亡の当事者ごとに「事故情報登録」画面より登録する。

第5 原票データの処理

1 運用担当責任者

(1) 高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、交通事故・事件の捜査に当たる警部補の階級にある警察官の中から運用担当責任者1名を指名するものとする。

(2) 運用担当責任者は、次の任務に当たるものとする。

ア 原票データの登録内容の審査

イ 原票データの送付期限の遵守及び原票の適正な保管

2 警察本部への原票データの送付

関係所属長は、次の表の左欄に掲げる原票データを、同表右欄に掲げる送信区分により、交通事故情報管理システムにより交通企画課長に送信するものとする。

原票データの種類	送信区分
本票、補充票及び高速道路追加調査項目票	死亡を伴う交通事故については、当該交通事故の発生を認知した日から起算して4日以内とする。ただし、月末4日間の日報計上については、翌月1日午前6時までとする。
	死亡を伴う交通事故以外の交通事故については、当該交通事故の発生を認知した日から起算して7日以内とする。
交通事故事件検挙票	交通事故の捜査を完了した日から起算して7日以内とする。ただし、当該交通事故の発生を認知した日から起算して80日を経過し、なお捜査が完了しないものについては、当該交通事故の発生を認知し

	た日から起算して90日以内とする。
30日死者集計票	30日死亡の当事者を確認後、7日以内とする。

3 警察庁への報告

交通企画課長は、送信を受けた原票データの内容を審査の上、警察庁への送信対象データを次の表の左欄に掲げる原票の種類により、同表右欄に掲げる報告（送信）区分により電子計算組織を通じて警察庁（交通局交通企画課。以下同じ。）に報告（送信）するものとする。

原票データの種類	報 告（送 信） 区 分
本票、補充票及び高速道路追加調査項目票	死亡を伴う交通事故については、当該交通事故の発生を認知した月の21日13時から翌月の8日17時（期間の末日が土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、これらの日の翌日を期間の末日とする。別に定める場合を除く。以下この表において同じ。）までとする。
	死亡を伴う交通事故以外の交通事故については、当該交通事故が発生した月又は当該交通事故の発生を認知した月の21日13時から翌月の15日17時までとする。
交通事故事件検挙票	交通事故の捜査が完結し、関係所属長から送付を受けた都度とする。ただし、当該交通事故の発生を認知した月の20日以前に捜査が完結したものについては、その月の21日以降できる限り速やかに、また、当該交通事故の発生を認知した日から起算して80日を経過し、なお捜査が完結しないものについては、当該交通事故の発生を認知した日から起算して100日以内とする。
30日死者集計票	原則として、交通事故が発生した月又は交通事故の発生を認知した月の翌月の21日13時から翌々月の15日17時までとする。 なお、1件の交通事故において複数の当事者が30日死亡した場合は、同一の報告期間内に報告するものとする。

第6 原票データの保存及び活用

1 保存期間等

警察庁に報告（送信）した原票データは、交通企画課において電磁的記録媒体により、原票データを報告（送信）した年の翌年から5年間保存しなければならない。

2 交通統計資料等の活用

(1) 交通企画課長は、原票データの内容を分析して、定期的に所属長に執務資料として送付するなど、交通安全対策のために活用されるよう配慮しなければならない。

- (2) 関係所属長は、端末装置から統計表等を随時出力し、交通事故統計資料として活用することができる。ただし、データの常駐期間は、交通事故統計計上日から翌々年1月末日までの間であり、以後常駐ファイルから削除されるので留意するものとする。